

開催期日 令和4年10月14日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ1

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和4年10月14日 午後1時30分
閉 会 令和4年10月14日 午後2時29分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ1

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～第2号 処分について
議案第3号 現況確認証明申請に対する処分について
議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第5号 中島農業振興地域整備計画の変更[農振除外] (案)
に対する意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和4年第10回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

どうも皆さん改めましてこんにちは。第10回中島村農業委員会総会のご案内を申し上げたところ、季節柄大変お忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。田んぼの稲の状況ですが、刈り取り作業も順調に推移しているのではないかと思います。ただ天候不順で、皆様方におかれましてはいろいろと苦慮しているのではないかと、こんな風にも思われます。今うちの方でもコンバインが埋まってしまったという状況下でございます。

さて、本日の議事でございますが、議案が5件ございます。慎重にご判断をよろしくお願い申し上げまして、大変措辞でございますが挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、1番小林均農業委員、2番宮本直人農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第1号受付番号第6号につきまして、10月8日に、譲渡人・●●●●●さん、譲受人・●●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第1号受付番号第6号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても10月8日に確認しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第7号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第2号受付番号第7号につきまして、10月7日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認しましたが問題はなく、終了後は原形復旧するため、周辺の農地に影響はないものと思われま
す。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第2号受付番号第7号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、芳賀推進委員と同様に、現地についても10月7日に確認しましたが問題はなく、終了後は原形復旧するため、周辺の農地に影響はないものと思われま
す。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第12号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番鈴木和宏推進委員

議案第3号受付番号第12号につきまして、本日12時30分より、宮本直人委員、小林均委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合
いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、田の様相は無く、

山林に囲まれた湿地の状態となっておりました。接道が無く、また窪地の状態であり、周囲の状況からみても、農地への復元が困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番小林均農業委員

議案第 3 号受付番号第 1 2 号につきまして、只今鈴木推進委員より報告があった内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、鈴木推進委員と同様、農地への復元は困難であることから、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第 3 号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第 4 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 4 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第 4 号受付番号第 3 0 号について、確認担当委員に報告を求めた。

2 番小室英将推進委員

議案第 4 号受付番号第 3 0 号につきまして、1 0 月 8 日に、貸し手・●●●●●さん、借り手・●●●●●さんに確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても 1 0 月 1 0 日に確認しましたが問題はなく、また借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番宮本直人農業委員

議案第4号受付番号第30号につきまして、只今小室推進委員より報告があった内容につきましては間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても10月10日に確認しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

1 番小林均農業委員

●●●●さんの解約について、貸し手の方では同意をしないと当然解約できないわけですね。私も少し話を聞いているのですが、貸し手側が受け取る村からの助成金の返還なんかも、解約されたと同時に発生してくるようになりますよね。

事務局長

只今のご質問にお答えいたします。●●●●さんが今回解約したいと申し出があって相談を受けているのは2件、その時に●●●●さんと契約を結んだのが、まず御一方については●●●●さんが認定農業者になる前で賃貸借を結んでいるので、そこについては村からの農地流動化推進助成金は発生しなかった。もう1件については、既に一度別の方と貸し借りをして助成金が払われた後の●●●●さんとの賃貸借でしたので、今のところ返還金は発生しないこととなります。ただ●●●●さんの方にも直接事務局から話をして、今回これだけ二町歩また増やしていきたいということですから、育苗ハウスのことなど考えますと、他を解約するのかどうかという方向なのかというのをお話し伺って、とりまとめて水稻生産者の方にお声がけしようかと思っております。

1 番小林均農業委員

もう解約が決まったような話だけれども、貸し手がもしも解約したくないということになれば、5年間だったら5年間の契約で続くほかないですね。

事務局長

解約したいと言われた方については、もう農機具も持っていないし、あと1年、あと3年というところで、次の方が見つからないと、もう結局は農業できないので遊休地になってしまうということでの相談でした。まだ事務局に合意解約の通知はあがってきていないのでわからないんですけども、●●●●さんがまだ踏みとどまってそのまま耕作するということになれば問題ないです。

1 番小林均農業委員

一方的に●●●●さんから解約したいという話があって、貸し手側では解約しませんよということになれば、当然契約期間中は●●●●さんが借りている状態になりますよね。そうでないと貸し手側の方は困ってしまう。

事務局長

きつと●●●●さんの方で解約したくても、相手方がダメと言えばそこは解約できないので、農業委員会にかけて決まった内容は継続します。あとは相互間の話で、貸し手と●●●●さんの間で10アールあたりおよそ1俵の賃借料をどうするのか、農業委員会ではそこまで追及は出来ないで、そして作れないと言われて解約となれば次の方を探さないと遊休地になっていってしまう可能性が非常に高いです。

議 長

小林委員ご存知なんでしょうけれども、この案件は浦原地区なんです。私の方にも相談に来られました。事務局長にも相談したのですが、助成金の問題がありました。認定農業者になる前のものだったということで、返還は発生しないんだということで、大変苦慮しているところであります。

1 番小林均農業委員

一方的に解約されては遊休農地が増えていく一方ですよ。

議 長

そうになってしまっただけでは問題がありますよね。

議 長

その他、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

事務局長より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

皆さん場所はわかりますよね。各地区の方は当然わかるでしょうけれども。

事務局長

補足なんです、この農振除外については農業委員会の意見を付して村に回答して、それからまた県の方と協議するようになります。県とは担当者の方で、事前に修正すべき点などの補正について確認はしているところです。あと現場の方で若干の手直し等があるところについては指示しております。特に開発という開発ではないですけども、住宅関係と事業のための資材置き場という形になっておりますので、段取りを踏んでしっかりとした手順で申請を行ってきているところであります。

議 長

●●●●さんの所は盛土してありますよね。

事務局長

実際のところ遊休地になっておりまして、そこに置かれていたものについては撤去するように行政書士を介して指導しています。今回も建売の申請なので、前回建売と言いながら土地分譲としてしまった経過を県でも把握していますので、厳しく審査されています。

1 番小林均農業委員

41 ページにある、「8-28 所有者が購入を予定している土地」というのは何ですか。●●●●さんか誰かなんですか。

事務局長

ここの8-22の残地の一部を、また別の方、8-28に住んでいる方が購入して、農振の申請を出したいという予定です。

1 番小林均農業委員

●●●●さんとは関係ないんですね。

事務局長

そうです。8-28に住んで事業をやっている方が、事業用敷地として申請を出したいようなんですけども、今回の農振除外の受付には計画が間に合わなかったということで、来年の申請になるのかなと思います。

1 番小林均農業委員

トラブルが起こる可能性があるような問題はないんですね。

事務局長

どちらの件も同じ行政書士が話をしていますので大丈夫かと思えます。

議 長

その他、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号中島農業振興地域整備計画の変更[農振除外](案)に対する意見の決定については、原案のとおり異議ない旨を村長へ進達することに可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 次回の農業委員会総会は、11月14日(月)に生涯学習センター輝ら里で行う。

二点目 令和4年度福島県下農業委員会大会について

三点目 農地の買い手の相談について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和4年10月14日 午後2時29分